

労働安全講習受講助成

●対象講習基準

- 労働安全衛生法に基づく教育であること。
 - 技能講習
 - 雇い入れ時教育
 - 作業内容変更時教育
 - 特別教育
 - 職長教育
 - 安全衛生教育
 - 能力向上教育
- 教育実施機関の如何は問いません。ただし、技能講習は同法の定める教育機関に限ります。
- 修了証明書等により受講したことが、書面により証明できること。

助成対象者 受講日以前に加入された被共済者

助成金額 お一人 **3,000円** (最高限度額)

技能検定養成等助成

★技能検定試験合格者等助成

●対象基準

職業能力開発促進法に基づく技能検定試験合格者及び自動車整備士(一級、二級、三級、特殊)、電気工事士(第一種、第二種)、理容師、美容師の資格取得試験の合格者に対し助成します。

この場合、技能者養成機関修了の有無は問いません。

★技能者養成機関修了者助成

●対象基準

所定の技能者養成機関において、技能関係課程を修了した者。

助成対象者 合格発表日前日、または技能関係課程の修了までに加入された被共済者

助成金額 お一人 **3,000円** (最高限度額)

●労働安全講習受講助成

組合ホームページから「労働安全講習受講助成申請書」をダウンロードしてください。

各実施機関が発行する修了証のコピーと申請書に必要事項をご記入の上、当組合までFAXしてください。

受講者または受検者が被共済者であることが確認できたら、到着月の翌月末に共済掛金振替口座へ助成金額をお振込みいたします。

お振込みに関しましては、振込通知書を発行いたします。

●技能検定養成等助成

組合ホームページから「技能検定養成等助成申請書」をダウンロードしてください。

合格証書または養成機関修了証のコピーと申請書に必要事項をご記入の上、当組合までFAXしてください。

ご利用の手順

ご注意

- 労働安全教育助成は、傷害共済、生命傷害共済、経営者医療共済の加入者のみの共済付帯サービスで、初回の共済掛金の口座振替日以降にご利用いただけます。
- 助成は一事業年度を通じ、それぞれ被共済者1名につき1回の助成となります。
- 申請期限は、修了日または合格発表日の翌々年度末までとなります。
- お電話またはFAXでも各助成申請書を請求いただけます。

◇お問い合わせ先◇

〒450-0002
名古屋市中村区名駅4-4-38
愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)16階

TEL: 052-587-2227
ホームページ <https://www.ack-kyosai.or.jp>

◇書類送付先◇

FAX: 052-581-1180